

# 伊那谷スケッチ

～自然と文化を巡るふるさと再発見～ 第三十六回

前島久美

## 市宿層の地形



冬の冷え込みの影響で春はスピード感があつた。植物たちが待ちわびたように一斉に花を咲かせ、葉はつぎつぎに展葉した。オオシカ谷は里から山頂に向かって光を集めて一気に華やいだ。あまりに彼らが一斉に動き出したので慌ててしまった。しかし気温の上昇は低迷していたので、畑の野菜たちは例年通りの感じ。5月下旬になってやっと葉物野菜や蕪などが収穫されはじめた。田植えも終わって、そろそろ地豆を撒き始めようと思う。

## 君津市視察報告 その2

2018年2月26日、東京研修の合間に千葉県君津市に残土の条例の見聞に出かけた。君津市は水運に恵まれた港町。海岸線を走ると海に何本も棒が突き刺さっていて何かの養殖の現場かなと思う。山では見慣れない鳥も見受けられるが名前は分からない。海辺の景色はいつだって山国育ちの私を興奮させる。

視察前半は君津発祥の技術の「上総掘り」の見学をした。九州別府の温泉は7～8割は上総堀で掘削したという。君津の気候は穏やか。その影響もあってか県民性も保守でのんびりだとガイドの佐々木悠二さんが説明してくれる。そこへ山砂開発がやってきたものだから今は土地利権が激しい。次第に車からの風景は海辺から内陸へと移っていく。そうするとあちらこちらに砂浜の砂を固めたような山が見えてきた。これが市宿層という約75万年余り前に東京湾で堆積した地層で現在は上質な骨材（コンクリート材）として売り買いされている。君津市の山砂開発は高度経済成長期から今なお主力産業の様子。山砂のとり過ぎで富津という君津と隣接した地域では地面が8㌢隆起し、内房線が突風でよく止まるなど、自然環境の変化も起こっているという。

## 千葉県で残土条例の改正が必要だった訳

お昼を挟んで、私たちは君津市役所市民環境部環境保全課の職員の方に残土条例についてお話を伺った。この課での仕事の変遷を聞くと君

津市を取り巻く問題が分かる。2002年頃までは主に公害対策を扱っていたが、それ以降は残土運搬等をはじめとする特定事業の問題を扱うようになった。公害問題が落ち着くと、不当な残土や、廃棄物の持ち込みの是正が仕事にな

ったわけだ。

地方公共団体は国で定める法律・政令とは別に、その地方の事務に関し議会の議決を経て独自の法規を制定できる。現在、千葉県では君津市を含めて15市と4町が県の適用除外をうけ地域ごとの条例をつくって地域を守っている。

君津市がはじめて残土に関する条例を制定したのは1989年。県内で残土の埋め立てに起因した災害事案、産廃混入事案等が発生し、下流域の地下水や湧水への汚染が生じたのがきっかけだった。そのころ市内に約1800haの山砂採取場跡地が残存し、今後の対策を余儀なくされた。それから改正を繰り返し2012年に全てを改正した。

## 条例改訂のポイントと効果

2012年に改定された条例の強化ポイントは以下の2点に感じられた。

- ・千葉県内の残土のみ受け入れ
- ・汚染された残土の埋め立てや土砂の崩落等の災害が確認された場合、その責任は施工会社と土地所有者の両方に及ぶ

という項目だ。職員は、罰則規定も定まり、かなり縛りが厳しくなったと話す。これまで君津市の残土の9割が対岸から運ばれていた。それを県内に限定することで土量の総量規制が可能になった。また残土発生元に職員が出向き目視で残土の性状、状況、運搬ルートを確認でき、安全性や埋め立て事業の信頼性が高められている。

さらに汚染残土の発生元が特定できれば、埋め立て現場からの撤去費用や事業の損失等の責任の所在を明確にでき、それが埋め立て業者と土地所有者のリスク回避につながっているという。

## 条例の裏側で

市役所を出ると佐々木さんが職員が伝えなかったことがあると言って教えてくれた。話の中では「土砂砕石法」では山砂をとったら埋め立てて原則「森林復元」となっているという説明を受けたが、これまでにそれを達成できたことはないという。それは残土の性質上なのか理由

は分からないが、今までのところ残土の埋め立て地に木は育たないということだ。砂利採取業者は苗を植え変える手間とお金のかかることはしたくないので手取り早く会社を倒産させ、その後別の残土埋め立て業者が入り、埋め立て後、業者は目的地変更をかける。埋め立て地は森林ではなく、果樹園や農地になるというのがこれまでの現状だということだ。

## 大鹿村で考えられること

今回の視察を経てリニア工事で大鹿村で懸念されることは3点。「仮置き場」といわれ置かれる場所はそのまま「本置き場」になる可能性がある。JRは「法律にそって残土を置く」というけれど彼らが言っているのはおそらく基準のことで法律ではない。現場の実態として業者を妄信するのは危険。残土の置き方の基準はあるけれど、その基準が保たれているか監督する機関は今のところ提示されていない。不安を煽る村の言葉がよぎる「JRがちゃんとやるって言ってるんだから信じるしかないでしょう」。

このまま罰則規定もない中でひとたび残土が置かれ始めれば「ずさんな工事」になりかねない。

この日のお昼は、佐々木さんがご自宅に招いてくださった。ご自宅の庭に小川があり、そこにクレソンや芹が青々としていた。温暖なので冬枯れすることなくおいしそうだ。もちろん湧水は上総掘りの代物。奥様お手製の豊かなお食事の数々にトレーニング生活で粗食だった私は思わずおかわりをいっぱいしてしまった。綺麗なうぐいす色が印象的だった千葉の地豆。それをシンプルにお塩で炊いたものは私好みだった。甘くないのが良い。奥様の郷里の郷土料理「芋煮汁」。山形県は牛肉と併せる。里芋は自家栽培で、千葉県では腐らず冬いっぱい室で保存できるという。食卓から伝わってくる生活情報に興味津々だった。それは生活者がその地域に根ざし、大切にし、守りたいものであった。「食」を通して誰もが身近に共感できるものだからではないだろうか。改めて足下の生活を大切にしたいと思った。